

委託契約書(案)

収入

印紙

京都府を甲とし、**決定後記入**を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

京都府立宇治支援学校スクールバス運行業務 (12、13 コース)

(業務内容は別添仕様書のとおり)

(2) 委託料 1日単価 **決定後記入** 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 **決定後記入** 円)

単価内訳 12 コース **決定後記入** 円

13 コース **決定後記入** 円

(3) 委託期間 **令和8年4月1日から**

令和8年7月31日まで (運行予定日数：69日)

(4) 契約保証金 **決定後記入**

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年**〇〇**パーセント

(契約保証金) *契約保証金を免除する場合は、この条を削除する

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、各月ごとに、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって当該月分の運行実績に基づき委託料の支払を請求するものとする。請求金額は第1条第2号の1日単価(以下「1日単価」という。)に当該月分の運行日数を乗じて得た額とし、その額に円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年

法律第 256 号) の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第 7 条 甲が第 5 条第 2 項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第 3 項及び第 4 項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第 8 条 乙は、各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期日の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、1 日単価に当該月の運行日数を乗じた月額に対し第 1 条第 5 号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第 6 条第 4 項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号)」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例 (平成 23 年京都府条例第 29 号)」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第 9 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等 (乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員 (暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 (カに該当する場合を除く。) に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第 4 条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第 10 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人) が、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条

の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、運行予定日数から既に運行された日数を減じた日数に1日単価を乗じて得た額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、運行予定日数から既に運行された日数を減じた日数に1日単価を乗じて得た額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、1日単価に運行予定日数を乗じて得た額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条の2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じな

ければならない。

2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
- (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期的に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
- (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

京都府立宇治支援学校スクールバス運行業務 (12、13 コース) 仕様書

1 本業務の目的

児童生徒の通学等の便宜を図るため、本校が賃貸借したマイクロバスを安全に運行すること。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和8年7月31日

3 運行内容

(1) 次の事項については、別紙①、②、③のとおり

別紙① 使用車両2台 (決定後記入)

別紙② 運行予定時間

別紙③ 運行予定経路

なお、運行経路及び時間については、児童生徒の状況等により年度途中に変更することがある。

(2) 運行予定日数 (別紙④)

69日 (4月～7月)

原則として土・日曜日及び祝日を除いた日とする。

ただし、運行予定日数は変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

(3) マイクロバスの運行は登校時のみであり、下校時の運行は行わない。

4 業務内容

(1) 児童生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってマイクロバスを運行させること。

(2) 運行する車両には児童生徒の介助を行うための職員 (以下「介助職員」という) を1名配置すること。

(3) 介助職員は、児童生徒の介助及び保護者との連絡業務を行うこと。連絡業務に要する携帯電話は委託者が配置する。

(4) 児童生徒には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。

(5) 受託者は、運行責任者を選任しなければならない。運行責任者は、マイクロバス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。

(6) 運行に当たっては、法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、

点検整備記録を備えること。

- (7) 運行中に発生した事故等については、その場で直ちに学校に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。学校のバスを運行しているという意識を常に忘れず事故やトラブル等が発生したときには誠意をもって対応すること。
- (8) 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときは、連絡をしてから1時間以内に代替車両による運行を再開するなど適切な措置を講じて、児童生徒の輸送業務を継続させること。
- (9) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。
- (10) 受託者は、運行前に運転手及び介助職員の健康管理状況を確認すること。また、運転前後の運転者の酒気帯びの有無を学校が用意するアルコール検知器を用いて確認の補助を行い、1年間記録に残すこと。

5 運行に従事する者

- (1) 運転手は、中型又は大型免許取得者とし、原則としてその委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。なお、運転手の名簿等を委託者に提出すること。
- (2) 運転手の安全運転教育及び健康管理に努めること。
- (3) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修等に参加させること。
- (4) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（ただし、バスに限る）又は、特別支援学校のスクールバスの運転経験を有するもの。
- (5) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断（適齢診断）などの結果が良好である者。

6 介助に従事する者

- (1) 介助職員は、次のいずれかの資格又は経験を有することがのぞましい。
なお、介助職員の名簿と資格・経験（履歴）を証明できる書類を委託者に提出すること。
 - ア 教員免許を有する者
 - イ 福祉系大学を卒業した者
 - ウ 保育士免許を有する者
 - エ ホームヘルパー1級、ホームヘルパー2級、又はホームヘルパー3級の資格を有する者
 - オ 介護福祉士の資格を有する者

- カ 介護支援専門員の資格を有する者
- キ 社会福祉士の資格を有する者
- ク 精神保健福祉士の資格を有する者
- ケ ケアマネージャーの資格を有する者
- コ 看護師の資格を有する者
- サ 理学療法士、作業療法士の資格を有する者
- シ 次に掲げるいずれかの施設において通算1年以上の介護経験を有する者
 - (ア) 有料老人ホーム
 - (イ) 軽費老人ホームA型
 - (ウ) 軽費老人ホームB型
 - (エ) 養護老人ホーム
 - (オ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - (カ) グループホーム（認知症高齢者グループホーム）
 - (キ) ケアハウス（軽費老人ホームC型）
 - (ク) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）
 - (ケ) 短期入所療養介護施設（ショートステイ）
 - (コ) 老人デイサービスセンター
 - (サ) 訪問看護ステーション
 - (シ) 高齢者生活福祉センター
 - (ス) 在宅介護支援センター
 - (セ) シの（ア）から（ス）以外の介護福祉施設
- ス 次に掲げるいずれかの施設において通算1年以上の指導経験を有する者
 - (ア) 保育所
 - (イ) 乳児院
 - (ウ) 児童厚生施設
 - (エ) 児童養護施設
 - (オ) 知的障害児施設
 - (カ) 知的障害児通所施設
 - (キ) 盲ろうあ児施設
 - (ク) 肢体不自由児施設
 - (ケ) 重度心身障害児施設
 - (コ) 情緒障害児短期治療施設
 - (サ) 児童自立支援施設
 - (シ) 児童家庭支援センター
 - (ス) スの（ア）から（シ）以外の児童福祉施設
- セ 特別支援学校のスクールバスで通算1年以上の介助経験を有する者

(2) 介助職員は、原則として委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。

- (3) 介助職員の知的障害・肢体障害に対する理解を深めるための教育及び日々の健康管理に努めること。
- (4) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修等に参加させること。

7 委託契約に含まれる費用等

- (1) 修理費用、消耗部品、燃料費等に係る経費、任意保険料等のバスの運行に付随する経費。
- (2) 事故の処理及び防止対策、交渉等に係る一切の経費。

8 臨時休校日の経費

前日の午後5時までに受託者に連絡した場合は、委託料は支払わない。午後5時以降に連絡した場合は、1日の委託料の半額を受託者は請求することができる。なお、その場合の午前中の勤務時間については、交通安全教育等研修時間に充てるものとする。

9 その他

- (1) マイクロバスの保管場所は、学校とする。
- (2) マイクロバスの給油は、校内では行わないこと。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た児童生徒の個人情報に関する事及び委託者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 運行経路及び時間については、児童生徒の状況等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

ただし、その変更に伴い当初契約書に記載されたコースの1日あたりの総走行距離の3分の1以上の延伸または短縮が生じた場合、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。

- (5) 学校敷地内は、職員用駐車スペースが少ないため、自家用車の駐車を禁止する。
- (6) 長期休業日前日運行完了後には、マイクロバスの燃料等を満タンにすること。

別紙①

マイクロバス(2台)一覧

号車番号	車種	登録番号	初度登録年月	種別	自家・事業用別	車両総重量 (kg)
12号車	バス	借用マイクロバス				
13号車	バス					

別紙③

令和8年度 京都府立宇治支援学校 スクールバス運行経路図(12、13コース)



